内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和五年内閣府・農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（構成設備） **第十二条**　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（以下「構成設備」という。）は、次に掲げるものその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、第一条に規定する業務の運営のために特に必要なものとする。 ［一～四　略］ （構成設備に関する事項） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］	（構成設備） **第十二条**　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次に掲げるものその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、第一条に規定する業務の運営のために特に必要なものとする。 ［一～四　同上］ （法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 ［一～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百六十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月十五日から適用する。

令和八年七月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 注１～３　（略） 第１部～第８部　（略） 第９部　追補（5）　内用薬	**別表** 注１～３　（略） 第１部～第８部　（略） （新設）

品名	規格単位	薬価
（さ） ジャスケイド錠９mg	9mg１錠	円 4,190.10
ジャスケイド錠18mg	18mg１錠	8,363.00
（は） ハイツエキシン錠10mg	10mg１錠	7,313.40